

# 国際観光都市機能整備調査事業 (その2)

## 報 告 書

2020年3月

国際観光都市機能整備調査事業(その2)共同企業体

代表企業：EY 新日本有限責任監査法人

構 成 員：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

## 目次

1. 事業概要.....	1
2. 事業可能性を検討するための情報収集・整理 .....	3
2.1 用語の定義 .....	4
2.2 事業可能性を検討するための考え方・視点 .....	7
2.3 日本型 IR .....	19
2.4 海外の IR 事業者・IR 施設 .....	43
2.5 国内 IR 候補地 .....	53
2.6 IR 事業の経済効果 .....	64
2.7 中部国際空港エリア .....	68
2.8 愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo） .....	71
2.9 MICE 誘致を取り巻く状況・先進事例等 .....	76
2.10 国内外の送客施設や観光拠点 .....	79
2.11 スーパーシティ .....	89
2.12 有害な影響対策 .....	91
3. 意見募集の実施 .....	103
3.1 意見募集の準備 .....	103
3.2 意見募集要項の作成 .....	103
3.3 意見募集の実施 .....	104
4. 法に基づく区域整備を行う場合の課題と対応検討 .....	105
4.1 一体的開発の確保に係る課題 .....	105
4.2 既存施設の活用に係る課題 .....	107
4.3 当該地域の有効活用に係る検討 .....	108
4.4 その他諸課題 .....	109
5. 参考資料 .....	111
5.1 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号） .....	111
5.2 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案） .....	231
5.3 特定複合観光施設区域整備の事業可能性の検討に係る意見募集要項 .....	275
5.4 Guidance on Request for Concept to Consider Business Feasibility of Development of Specified Complex Tourist Facilities Area .....	282

# 1. 事業概要

## (1) 事業名

---

国際観光都市機能整備調査事業（その2）

## (2) 目的

---

愛知県（以下「県」という。）では、中部国際空港やその周辺エリア（以下「中部国際空港エリア」という。）において、「MICE を核とした国際観光都市」の実現を目指し、調査研究を進めてきた。2018年3月には、地元学識者による研究会の意見を取りまとめ、統合型リゾートについては、県が目指すべき機能整備の方向性とも一致しており、その活用について県としても検討を進めていくべきとの報告があった。さらに、2019年度については、これまでの調査結果を踏まえて、整備すべき施設の種類や規模、機能等の詳細検討や、空港周辺を訪れた方が様々な地域にまで足を伸ばすことができるよう、空港を起点とした周遊観光の検討を行っている。

一方、国においては、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR 整備法」という。）の成立を受け、制度や組織の整備が進められている。

こうした状況を勘案し、IR 整備法に基づき、中部国際空港エリアにおける特定複合観光施設区域整備の事業可能性を検討する。

## (3) 事業内容

---

### ①意見募集

次の区分ごとに意見募集を行い、必要に応じて金融、財務、法務、建築及び土木等の各専門家によるレビュー等の実施による実現可能性及び事業可能性の分析を行ったうえで県へのフィードバックを行う。

ア 中部国際空港エリアにおいて特定複合観光施設区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等を対象とするヒアリング

毎月テーマを設定し、月1回程度のヒアリングを実施する。

また、ヒアリングを行ううえで必要となる書類（日本語、英語の2種類）を作成する。

イ ア以外でノウハウ・知見を有する法人等を対象とする意見・提案書の募集等

意見・提案書の募集、受付を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施する。

## ②IR 整備法に基づく区域整備を行う場合の課題と対応検討

中部国際空港エリアにおいて IR 整備法に基づく区域整備を行う場合に想定される次の課題について、法務面、技術面等での専門的助言を得られる体制を構築したうえで、その解決に向けた方策を検討し、当該区域整備の実現可能性に係る検証を行う。

- ア 一体的開発の確保に係る課題
- イ 既存施設の活用に係る課題
- ウ 当該地域の有効活用に係る検討
- エ その他諸課題

## (3) 契約期間

---

2019 年 12 月 23 日から 2020 年 3 月 31 日まで

## (4) 委託者

---

愛知県

## (5) 受託者

---

国際観光都市機能整備調査事業（その 2）共同企業体

（ 代表企業：EY 新日本有限責任監査法人  
構 成 員：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 ）

## 2. 事業可能性を検討するための情報収集・整理

本事業では、IR 整備法に基づく区域整備の事業可能性の検討を行うため、中部国際空港エリアにおいて特定複合観光施設区域（以下「IR 区域」という。）の整備・運営主体となることに関心を有する法人等を対象とするヒアリング等の意見募集を実施し、IR 整備法に基づく区域整備を行う場合に想定される課題の整理等を行う。

意見募集を行うにあたり、ヒアリングの対象先は主に海外の IR 事業者を想定しており、日本の文化、法制度、商習慣、経済状況等を熟知していないことも考えられるため、あらかじめ論点の整理、ヒアリング項目の洗い出し等を行ったうえで、効率的かつ効果的にヒアリングを行う必要がある。また、現時点で国が公表している特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）の申請期間は 2021 年 1 月から 7 月末までとされており、申請を行う都道府県等は、IR 整備法に基づき、特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）の作成、特定複合観光施設等の設置及び運営を行う民間事業者（以下「設置運営事業者」という。）の選定、区域整備計画の作成及びその認定申請などを行う必要がある。

そこで、国内外の IR 制度や中部国際空港エリアに係る状況等について情報収集・整理した上で、意見募集要項を作成して意見募集を実施するとともに、IR 整備法に基づく区域整備を行う場合の課題の整理等を行った。

## 2.1 用語の定義

本報告書で用いる各用語の定義は次のとおりである。

- ・統合型リゾート／カジノリゾート

「統合型リゾート (Integrated Resort)」という表現は、カジノを含む複合型の比較的大規模なリゾートを指し、シンガポールのカジノ管理法では「ホテル、小売、飲食、エンターテインメント、レクリエーション、その他の施設から構成される、カジノを含む複合施設」と規定されている。一方、米国では「カジノリゾート (Casino Resort)」の呼称が用いられることが一般的である。日本の IR 整備法では「特定複合観光施設区域」という文言が、シンガポールのカジノ管理法における「統合型リゾート (Integrated Resort)」とほぼ同様の意味で用いられている。

- ・ライセンス

カジノ施設の運営やゲーミング機器の製造や供給などのために付与される許可のことを指す。なお、IR 整備法における「免許」とほぼ同様である。

- ・カジノ施設

カジノ規制当局によって認可されたゲーミングが行われる施設のことを指す。

- ・ゲーミング／ノンゲーミング

統合型リゾート (IR) において、カジノ部門をゲーミング、それ以外の部門をノンゲーミングと言う。ゲーミングという表現は、カジノ以外の賭博産業全般 (例えば、競馬等が含まれる) を指す場合にも用いられることがある。

- ・テーブルゲーム／スロットマシン

カジノのゲームは、基本的にバカラ、ブラックジャック、ルーレット等のテーブルゲームと、スロットマシン (電子賭博機器、EGD 等とも呼ばれる) に大別できる。カジノ施設の規模は、売上げや面積のほか、テーブル数・スロットマシン数でも捕捉できる。施設によっては、テーブルゲーム・スロットマシン以外に、BINGO、レース賭博、スポーツ賭博、ポーカー等のゲームがある。

- ・VIP／マス

カジノにおける VIP とは、カジノ事業者に一定額以上のフロントマネー (一種の保証金) を提供するなどの要件を満たし、カジノ施設において一般顧客よりも優遇されたサービスを受けられる顧客を言う。例えば、シンガポールのカジノ管理法では「premium player」と呼ばれ、カジノ事業者への保証金の口座に 10 万シンガポールドル以上の残高がある顧客を指す。国地域により、VIP の定義の有無、VIP の条件は異なる。また、VIP エリアの設置条件により VIP 数の捕捉可否や VIP 数情報の入手可否が異なる。VIP 以外の顧客はマスと呼

ばれる。なお、VIP とマスの中間類型として「プレミアム・マス」が想定されることも多い。

- ・ゲーミング収入 (GGR)

カジノ事業者の場合、ゲーミング売上は、顧客の賭金額から払戻額を差し引いた額 (Gross Gaming Revenue : GGR) で認識される。他方、日本のパチンコでは、賭金額 (遊戯料金) を売上として認識している。本報告書において「ゲーミング収入」は、GGR を指す文言として用いている。また、各社の「売上」に関する記述における「カジノ」の細項目の数値は、ゲーミング収入 (GGR) を意味している。

- ・コンプ

カジノにおける営業促進手段の1つであり、カジノから見た顧客の価値 (実績としての賭け金総額にハウスアドバンテージを乗じた「期待値」の一定割合) を上限として、顧客に対する無償・あるいは割引サービスの提供を行うことをいう。典型的には、ホテルの宿泊やレストラン・バー、各種エンターテイメントへの無料招待、キャッシュバックなどが含まれる。会計上は、ゲーミング部門がノンゲーミング部門からサービスを購入する形式で処理される。米国では、コンプを、接待費として扱いカジノ収入に算入して課税対象にすべきとする歳入庁側の見解と、値引きとして扱い売上から相殺し課税対象としないとする業界側の見解が対立しており、実態としては業界側の見解 (慣行) が容認されている状況である。

- ・商業カジノ / ネイティブアメリカンカジノ

米国では、ネイティブアメリカンの収入源確保の観点から、連邦法 (1988年インディアン賭博規定法) に基づいて、連邦政府に認められた部族が州と交渉してカジノを運営できるようになった。そのようなカジノをネイティブアメリカンカジノ、その他は商業カジノ (commercial casino) と呼ばれる。

- ・プロブレム・ギャンブリング

ギャンブル活動がギャンブルを行う本人やその家族・友人の安全や心身の健康を危険にさらしたり、より広い一般社会への悪影響を及ぼすなど、害をもたらすような様々な結果を招く状態を指す。

- ・レスポンシブル・ゲーミング

ギャンブルに関連して発生し得る危害が最小限に抑えられるよう、利用者がギャンブルに参加する際に事前に十分な情報が提供され、自身の状況に基づいて分別ある理性的な選択をすることができるように、適切に規制された環境のゲームが提供されていること。

- ・ゴールデンルート

外国人観光客が東京、名古屋、京都、大阪などを巡る広域の観光周遊ルート

のことを指す。

・ **DMO**

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するため調整機能を備えた法人を指す。

① 広域連携 **DMO**

複数の都道府県に跨がる地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

② 地域連携 **DMO**

複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

③ 地域 **DMO**

原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

・ **EPA（経済連携協定）**

2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（**FTA：Free Trade Agreement**）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定

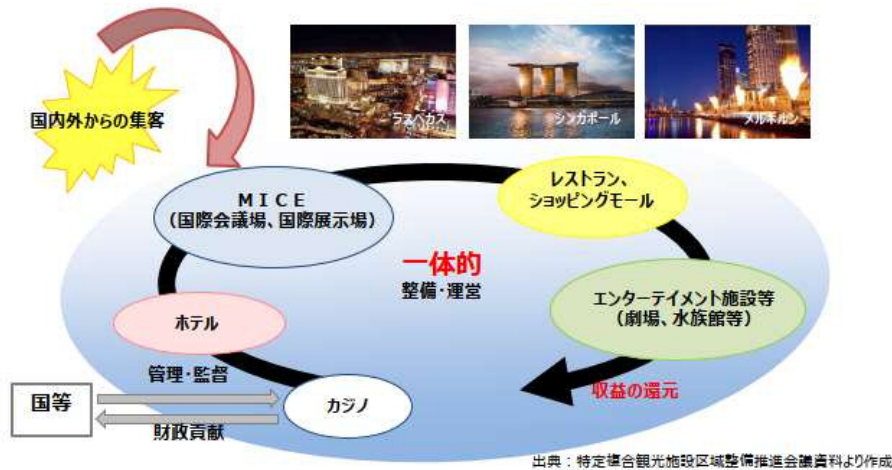


## 2.2 事業可能性を検討するための考え方・視点

そもそも IR とはどのようなものであるかなどを踏まえ、事業可能性を検討するための考え方・視点を整理した。概要は次のとおり。

### (1) IR とは

IR とは、“Integrated Resort”（統合型リゾート）の略であり、ゲーミング施設（カジノ）とノンゲーミング（エンタテインメント・ホテル等）施設で構成される複合観光施設であり、カジノ収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保する。また、民間事業者の投資による、集客及び収益を通じた観光地域振興、新たな財政への貢献が期待される。



### < 諸外国における IR コンテンツの例 >

諸外国の IR では、民間ならではの自由な発想によりゲーミング収益を活用して、昼夜問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なものから手軽なものまで、幅広いコンテンツが提供されている。



**(魅力的なコンテンツの提供)**

民間事業者の資金・自由な発想で国際的・魅力的なコンテンツ、また、家族も一緒に楽しめるコンテンツを提供しており、例えば、世界最先端のショービジネスや、一流のアーティストのコンサート、世界最高峰のスポーツイベント等がIRの施設内で開催され、国内外からの観光客を惹きつけている。



MGM Grandで公演されている「KA」



Mandalay Bayで公演されている「Michael Jackson ONE」



Bellagioで公演されている「O」



リゾート・ワールド・セントーサのイルカと遊べる水族館



リゾート・ワールド・セントーサの水槽に潜れる水族館



リゾート・ワールド・セントーサのウォーター・スライダー



マンダレイ・ベイのイベントセンターを活用したライブ



ニューヨーク・ニューヨーク/MGM Grandに近接して整備されているT-mobile Arena



T-mobile Arenaで行われているボクシング

**(型破りで、印象的な建築物・空間の創出)**

IRの施設自体が個性的・魅力的な建造物・空間となっており、これらを通じて、非日常的・印象的な空間の創出・提供をすることにより、施設自体が観光の目的地になる等多くの人を惹きつけている。



マリーナベイサンズでは、地上200mに、3棟のホテルをつなぐようにしてスカイパーク(プール)が整備され、他では体験できない空間を創造



ベラジオの前の噴水では、有名なハリウッド映画のファンシーに使われたり、プロジェクションマッピングに合わせて歌舞伎が行われたりするなど魅力的な空間を演出



(シーザース・パレス及びその周辺)

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料  
特定複合観光施設区域整備法に係る説明会資料



#### (4) 海外の IR

海外各国・地域の IR の分類の概要は次のとおり。各国の法規制の内容、カジノを含む IR 施設の整備状況及び想定されている顧客の属性等により異なっている。



※楕円の大きさは、ゲーミング収入の大きさに比例（イメージ）

##### ・ラスベガス

カジノリゾートとして、テーマパーク型のホテルや大型のショーを行うエンターテイメント施設と一体となり、地域総合型観光施設群の一部を形成している。オペレーター収益全体に対する、ゲーミング収益の割合は相対的に小さい。来場者の8割が自国民だが、国外からの来場者も堅調である。

#### ・マカオ

VIP 向け高額カジノへの依存度が高く、来場者の大部分を、中国本土からの富裕層が占めている。カジノ事業者の収益は、カジノからの収益に大きく依存している。VIP を誘致するため、送迎費用、滞在費用をカジノが負担するケースもある。

マカオでは、規制当局である特別行政府・財政局が賭博行為の監督、規制、監視、監査業務を一元的に担っている。マカオのカジノ産業は 1962 年から 1 社独占だったが、2002 年に入札により 3 社にライセンスを発行。2006 年までにさらに 3 社に発行している。

#### ・ヨーロッパ

伝統的にカジノが浸透しており、地元の社交場としての性格が強い。施設規模は他の地域と比較して小さい。

ヨーロッパ各国のカジノの規制は原則、賭博に関する規制や制度が同様のものとなっているが、各国において賭博に関する独自の制度を設けている。

#### ・韓国

外国人専用としてホテル併設のカジノが 16 か所整備されているが、カンウオンランドは IR として開発され、唯一自国民も利用可能な施設である。

韓国において、カジノは外国人来訪者向けを主に想定しており、外国人向けのカジノ施設に係る立地規制として観光振興法がある。

#### ・オーストラリア

シンガポールと同じく IR として開発され、多くは主要都市や観光地に位置する。シンガポールと異なる点は、カジノの来場者の約 95% が自国民となっている。

#### ・シンガポール

IR として、カジノ以外の MICE 施設、商業施設、アミューズメントパーク等も整備されている。カジノの来場者のほとんどが海外からの旅行客であり、VIP 専用のエリアを設けるなど VIP 対応にも注力している。自国民がカジノへ入場するには、一日当たり 100 シンガポールドルの入場料 (LEVY) を支払う必要がある。日本型 IR はシンガポールの IR を参考としていることから、次ページ以降ではシンガポールの IR について紹介する。

## ＜シンガポールにおける IR の導入経緯及び効果等＞

シンガポールは、国際的な都市間競争から取り残されるとの危機感から、観光都市として生き残るための観光資源への再投資が必要と考え、2005年に公共政策として IR を導入した。IR 導入後、観光収入及び観光客数を増加させるとともに、ギャンブル依存症対策や犯罪の抑制の面でも成果を上げている。

### ○IR 導入の経緯

シンガポールは 1965 年にマレーシアから独立したが、自然や歴史的建築物などの観光資源が豊富ではなかったため、ナイトサファリやマーライオン、ジュロン・バードパークなどの観光資源を政府主導で作成し、また、地理的条件を活かして MICE 振興にも力を入れた。しかし、90 年代後半に入り、国内物価の高騰にともなってシンガポールの観光産業は徐々に競争力を失い低迷期へと突入すると、2000 年以降も来訪者は横ばいで観光収入が伸び悩む状況が続いた。1993～2002 年の 10 年間に於いてシンガポールを訪問する観光客数は 650 万～750 万人で停滞、観光収入は 113 億シンガポール・ドルから 94 億シンガポール・ドルへと 17% 落ち込み、観光収入の GDP への貢献は 6.1% から 3% に減少している。シンガポールの経済全体としては順調で、GDP は拡大していたものの、観光産業による貢献は縮小の一途であった。

他方、2000 年頃からアジア諸国の観光産業が台頭し、特に香港は 1998 年の中国返還ショックから回復、香港ディズニーランドが開設準備に入るなど、目覚ましい回復を遂げた。また、LCC（格安航空会社）の台頭によって海外旅行が身近なものとなり、観光客数が爆発的に増加するなど旅の様相が変わってきたことなどを背景に、アジア太平洋地域におけるシンガポールの観光収入のマーケットシェアは 13.1% から 6% に低下した。観光客の平均滞在日数も 4 日から 3 日に減少し、香港では 4 日、ロンドンでは 5 日、ニューヨークでは 1 週間であり、増加する中国人やインド人海外旅行者を呼び込めない状況にあった。さらに、2003 年の SARS（重症急性呼吸器症候群）の発生により、シンガポールの観光産業は大きな打撃を受けた。

観光産業の低迷は、シンガポールが力を入れる MICE 産業の発展やハブ空港としての機能にも影響が及ぶため、政府は強い危機感を感じていた。こうした状況を打開するため、2004 年 8 月に就任直後のリー・シェンロン首相は、IR 導入の検討を発表する。IR がもたらす正負の影響について国民的な議論が起こる中で、政府は世界中の事業者から事業案を募集するなど、国民が IR 導入のイメージを持つことができるように努めた。

2005 年 4 月、観光産業の低迷から経済成長への影響が危惧されること、魅力ある国際都市としての再生を図る必要があることなどを理由に、政府は IR 導入を決定する。IR はマリーナベイ地区とセントーサ地区の 2 か所に限定さ

れ、カジノが IR 全体に占める敷地割合は 5%以下と規定、シンガポール国民  
に入場制限を課し、ギャンブル依存症対策を整備した。

参考：リー・シェンロン首相の IR 導入決定に係る演説

### (参考) リー・シェンロン首相演説①

- 2005年4月にリー・シェンロン首相が行った演説において、マリーナ・ベイ地区及びセントーサ地区にカジノを含む IR を誘致することを表明。

#### IR 導入の目的

- 「(観光に係る) マーケットシェアは低下してきている (アジア太平洋地域におけるシェアが、1998年の 8%から2002年には6%へと低下している)。また、旅行者のシンガポールでの滞在時間が減ってきている (1991年には平均4日滞在していたが、今では3日になっている)。一方、香港には約4日、ロンドンには約5日、ニューヨークにはほぼ1週間滞在している。」「私たちは旅行者の目的地としても魅力を失ってきている。私たちは大勢の人々を魅了する観光資源に関するプロジェクトへの投資を行ってこなかった。そのため、旅行者の目を引く資源が少なすぎるのだ。」
- 「世界中の都市が再開発を行っている。」「私たちが検討すべき問題は、シンガポールがこの新しい世界の一員となるか、無視され、取り残されるかということだ。」「私たちは、世界中の才能ある人々を魅了する、生き生きとして活気に満ち、そこで仕事をし生活したいと思わせる、世界的な都市であるかと模索している。」

#### IR のコンセプト：Not a Casino, but an IR

- 「私たちはカジノの導入について検討しているのではなく、IR、統合型リゾートの導入について検討しているのだ。」
- 「IR は、レジャーやエンターテインメント、ビジネスの場と呼ぶべきものだ。」
- 「IR には、ホテル、レストラン、ショッピング、コンベンション施設、劇場、美術館、テーマパークといった、ありとあらゆる施設が立地している。IR は毎年大勢の人々を魅了しており、その大多数はギャンブルをするために IR に来ているのではない。リゾートを楽しむ旅行者であり、展示会や会議に参加する経営者やビジネスマンたちなのだ。」
- 「小規模ではあるが重要な施設として、ゲーミングを提供する場が設けられており、プロジェクト全体の経済的継続性を支えているのだ。」

### (参考) リー・シェンロン首相演説②

#### IR 導入の効果：R F C (事業構想公募) を踏まえて

- 「事業構想公募は成功であった。応募者の多くが世界中で高規格な IR を建設し、守るべき実績と国際的な評価を築き上げた、リーディングカンパニーであった。」「マリーナ・ベイ地区及びセントーサ地区で50億シンガポールドル規模の投資を行うプロジェクトを含む、大規模なプロジェクトが提案された。何社かの応募者によれば、アジアにおけるフラッグシッププロジェクトになるとしていた。」
- 「マリーナ・ベイ地区は大規模なビジネス・コンベンション機能を有するのに適している。ターゲットとする対象は、例えば、ミーティングやインセンティブツアー、会議や展示会といった M I C E 目的で訪問する旅行者だ。M I C E 目的で訪問する旅行者は、その他の旅行者と比べ一人当たりの消費額が高いため、ハイバリューなマーケットなのだ。」「事業者は、ホテル、ショッピングモール、コンベンション施設に加え、美術館や劇場を設置し、地区全体で20から40億シンガポールドルの投資をする用意がある。」
- 「セントーサ地区は、家族連れや休暇を楽しみに来た旅行者を魅了する、家族向けのリゾートに適している。事業者は、セントーサ地区においても、地区全体で20億から30億シンガポールドルの投資をする用意がある。」
- 「事業構想公募の結果分かったことは、IR がシンガポールにおいて実現可能ということだけでなく、未開拓の大規模な市場機会であるということだ。」
- 「IR によって、シンガポールは観光やビジネス、コンベンションの中心地となり、毎年大勢の旅行者を魅了するものとなる。IR を訪れる全ての旅行者が IR 内に宿泊するわけではないため、IR はその外部の経済にも効果を与える。通商産業省の試算では、IR によって、IR 内外で約35,000人の雇用が創出される。」

参考：IR 導入に係る年表

年 月 日	事 項
1985 年	セントーサ島カジノ構想却下
2002 年	経済検討委員会にてカジノ導入案否決
2004 年 3 月 21 日	通商産業大臣によるカジノ容認発言
2004 年 8 月 12 日	リー・シェンロン首相就任
2004 年 8 月 22 日	首相による IR 検討表明（独立記念日の国民向け演説にて）
2004 年 12 月 29 日 ～ 2 月	事業案募集（Request For Concept）
2005 年 4 月 9 日	内閣特別会合にて IR 導入を決定
2005 年 4 月 18 日	IR 導入決定に係る首相演説
2005 年 6 月 27 日	内務省内にカジノ規制部設置（カジノ規制庁前身）
2005 年 8 月 31 日	国家賭博問題対策協議会の設立
2005 年 10 月 17 日 ～ 11 月 11 日	内務省によるカジノ管理法案の国民への提示
2005 年 11 月 15 日 ～ 3 月 29 日	マリーナベイ地区入札開始（Request For Proposal）
2006 年 2 月 14 日	カジノ法案の国会通過
2006 年 4 月 28 日 ～ 10 月 10 日	セントーサ地区入札開始（Request For Proposal）
2006 年 5 月 26 日	ラスベガス・サンズ社が落札
2006 年 12 月 8 日	ゲンティンインターナショナル・スタークルーズが落札
2006 年 6 月 1 日	カジノ法施行（部分施行 その後順次施行）
2006 年 8 月 23 日	マリーナベイ・サンズ開発契約締結
2007 年 3 月 1 日	ゲンティン・シンガポール開発契約締結
2008 年 4 月 2 日	カジノ規制庁の設立
2010 年 4 月 26 日	マリーナベイ・サンズ、ライセンス取得
2010 年 1 月 20 日	リゾート・ワールド・セントーサ、ホテル部分開業
2010 年 2 月 6 日	リゾート・ワールド・セントーサ、ライセンス取得
2010 年 2 月 14 日	リゾート・ワールド・セントーサ開業（部分営業開始）
2010 年 4 月 27 日	マリーナベイ・サンズ開業（部分営業開始）

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

（一財）自治体国際化協会「シンガポールにおける IR（統合型リゾート）導入の背景と規制 Clair Report No.417」



○マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサ

・入札（事業案募集）の基本要件（開発要件）

項目	マリーナベイ	セントーサ
1. 開発の基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアを代表する都市であるシンガポールをイメージし、ダウンタウンの中心に位置するにふさわしい近代的な建築デザインであること。</li> <li>・都市再開発庁が定めるデザイン基準や都市計画ガイドラインを遵守すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模で象徴的な開発であり、観光に外せないアトラクションとなること。</li> <li>・家族みんなで楽しむ、余暇の思い出となる世界クラスの南国リゾート。</li> <li>・シンガポール観光の選択肢を増やし新しい観光資源開発の触媒となるシンガポールの観光戦略の重要な役割を果たすものであること。</li> </ul>
2. 用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地面積 20.6 ヘクタール</li> <li>・最大総床面積 57 万平方メートル、最小総床面積 27 万平方メートル</li> <li>・60 年間の借地権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地面積約 49 ヘクタール</li> <li>・最大総床面積 34.3 万平方メートル</li> <li>・60 年間の借地権</li> </ul> <p>※施設に関しては、開放感ある低層構造とし、海岸と植栽を活用した南国風のものとする。また、セントーサの既存施設と調和させること。</p>
3. 公共スペース	<p><b>IR</b> 事業者は、マリーナベイに特徴的なアトラクションを設置しなくてはならない。（例：文化センター、美術館、アートギャラリー、現代アート美術館、パフォーマンス劇場、コンサート会場、科学センター、海洋博物館、プラネタリウム、水族館）また、岸边とイベントプラザのまわりに水辺の遊歩道、マリーナサ</p>	<p>ビジターセンター、水辺に沿った散歩道、適切な駐車場施設の設置。2006 年末までに完成するセントーサエクスプレスは <b>IR</b> まで直接乗り入れる。</p> <p>主なアトラクションは世界を魅了するテーマパーク、劇場、ショー、楽しみながら学べる施設であること。主要アトラクションには赤道に近い気候であることを考慮して対</p>

	ウス地区に新しくできる水辺の植物園につながる景色の見渡せるデッキ、歩道橋を開発の一環として設置すること。	策を施すこと。屋外アトラクション等には天候から守るための6万平方メートルの装置が認められる。ただし商業利用は不可。
4. ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ運営許可は 30 年、開発権と別にカジノ規制庁へ運営ライセンスを申請しなければならない。</li> <li>・セクターの開発契約後、カジノライセンスが発行される。</li> <li>・ライセンス有効期間は 10 年間。発行されるのはこの2カ所のカジノのみ。</li> </ul>	
5. 法的要件	IR 事業者は、監視システムの設置や警備員の配備、マネー・ロンダリング対策を施すといった、法規の要求に従わなくてはならない。	
6. カジノの大きさ制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各カジノ施設の大きさは 1.5 万平方メートル以下</li> <li>・各ゲーミングマシンは 2,500 台以下</li> </ul>	
7. 社会への影響に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21 歳未満のカジノ入場禁止</li> <li>・シンガポール国民に対する入場料の賦課（100 シンガポール・ドル/日または 2000 シンガポール・ドル/年）</li> <li>・自己・第三者排除方式の導入</li> <li>・賭博問題、ヘルプサービス（電話相談）、ゲームのルール、賭け金配当率の計算方法の掲示</li> <li>・カジノ広告の制限</li> <li>・シンガポール国民に対する賭博に係る信用貸しの禁止（ただし特別顧客は例外）</li> <li>・銀行 ATM のカジノ施設内設置の禁止</li> <li>・損失限度額の事前申請システムの導入</li> </ul>	
8. カジノ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ事業者は以下のカジノ税を支払わなければならない。</li> <li>・15%が一般顧客の月々の総粗収益に課される。</li> <li>・5%が特別顧客の月々の総粗収益に課される。</li> <li>・政府はこのカジノ税を少なくとも 15 年間は上げない。</li> <li>・現行の物品サービス税が総粗収益に適用される。</li> </ul>	
9. 株式の重複保有の制限	片方の IR を支配する株主は、他方の IR のカジノ運営の利害関係者となることまたは運営権を持つことを禁じる。支	

	配する株主とは、IR に対して直接・間接的に少なくとも20%の株式を有する組織を言う。
10. 開発要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR 事業者は、少なくとも提案された総床面積の半分、約束した投資額の半分、提案された開発エリア（土地）の半分を完成した段階でライセンスを申請することができる。</li> <li>IR 事業者は、カジノライセンスが発行された3年以内に、約束した開発を100%終わらせなくてはならない。</li> </ul>

出典：(一財)自治体国際化協会「シンガポールにおけるIR（統合型リゾート）導入の背景と規制 Clair Report No.417」

・施設外観



出典：内閣官房実務者説明会資料

マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサの施設概要は49～51ページのとおり。

## ○IR 導入の効果

MICE 施設、アイコンックな宿泊施設、エンターテインメント施設等の魅力増進施設が IR として整備され、2010 年に開業した。IR 開業の前後 5 年間で国際会議件数は 23%増加、外国人旅行消費額は 86%増加、宿泊施設は稼働率が 13%増加、客室単価が 36%増加した。

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対2009年比
外国人 旅行者数	968万人	1,164万人	1,317万人	1,450万人	1,557万人	1,510万人	156%
外国人 旅行消費額※2	1.00兆円	1.49兆円	1.75兆円	1.82兆円	1.85兆円	1.86兆円	186%
外国人 旅行消費額※2 (エンタメ関連)	158億円	3,160億円	4,245億円	4,127億円	4,308億円	4,586億円	2,897%
国際会議開催 件数※1	689件	725件	919件	952件	984件	850件	123%
BTMICE 目的訪問人数 ※3	261万人	338万人	356万人	406万人	405万人	377万人	144%
ホテル客室 (総数)	1,134万室	1,162万室	1,267万室	1,275万室	1,339万室	1,470万室	130%
ホテル 稼働率	75.8%	85.2%	86.0%	86.5%	86.3%	85.5%	113%
ホテル客室単価※2 (Luxury)	14,950円 (24,909円)	17,181円 (27,992円)	19,491円 (31,469円)	20,635円 (34,016円)	20,351円 (34,371円)	20,351円 (36,413円)	136% (146%)

出典：内閣官房実務者説明会資料

なお、シンガポールにおける IR 事業の経済効果については、64 ページのとおり。治安風俗環境の変化については、100 ページのとおり。

## 2.3 日本型 IR

現在検討されている日本型 IR について、検討経緯、制度の概要、関係法令等について整理した。概要は次のとおり。

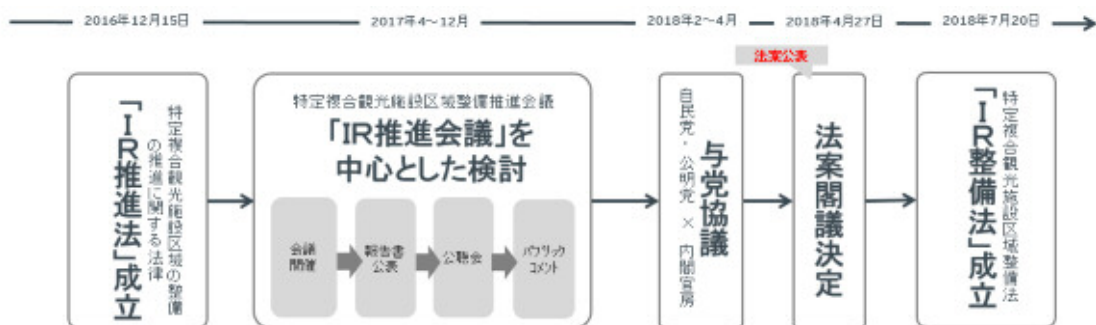
### (1) 検討経緯

2011年に、国際観光産業振興議員連盟（IR 議連）として「特定複合型観光施設区域整備法案会長私案」が取りまとめられた。しかしながら、賭博罪違法性阻却を含む多岐に亘る法的論点をカバーした議員提出法案の提出は現実的には困難と判断され、新たに、IR 整備を方向付けるシンプルな法案（IR 整備法案）を議員提出法案として策定し、IR 実現に向けた諸ルールを体系的に規定する法案（IR 実施法案）の策定は官僚（内閣官房）に託すという「二段階立法化方針」が採用されることとなった。

2016年12月に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「IR 推進法」という。）が成立し、2017年4月に内閣総理大臣を本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「IR 推進本部」という。）と、有識者から成る特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「IR 推進会議」という。）（事務局；内閣官房）が設置された。IR 推進本部の第1回会合で、安倍総理大臣が「世界最高水準のカジノ規制」を導入すると述べたことで、世界的に見て厳格な規制体系が検討・策定される流れとなり、その成果は IR 推進会議報告書としてとりまとめられた。

2018年に入り、主要論点について与党協議が行われた後、2018年4月27日に閣議決定された。

衆参内閣委員会での審議後、2018年7月20日に IR 整備法が可決成立した。



2018年4月の与党協議において、以下の論点について整理された。

項目	内容
カジノ施設規模	IR施設の延床面積の3%以下に制限 (絶対値制限は無し)
入場回数制限	7日間で3回、28日間で10回
本人・入場回数確認手段	マイナンバーカードの公的個人認証
入場料	6,000円
納付金率	GGR(カジノ粗利益)に対して、30%の定率
IR区域認定数	3か所を上限として法定。但し、最初の区域認定から7年経過後に見直し
中核施設の要件・基準	我が国を代表することとなる規模等であることを政令等で規定
立地市町村との関係	認定申請をする自治体の議会承認 + 立地市町村の同意
開業までのプロセス	3か所のIRを一回で認定するのではなく、2回に分けて行う可能性がある

## (2) 日本型 IR の概要

日本型 IR は、MICE 施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等にカジノ施設を加えた統合型リゾート施設として、その設置・運営等を法制度の中に位置付ける世界初の事業である。

### ・ IR 施設の構成

施設タイプ	IR 整備法の規定
MICE 施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場</li><li>・ 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの円滑化に資する展示施設、見本市施設その他の催しを開催するための施設</li></ul>
魅力増進施設	我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設
送客施設	我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設
宿泊施設	利用者の需要の高度化および多様化に対応した宿泊施設
カジノ施設	カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための施設。 カジノ施設の大きさは IR 施設の床面積の合計の 3%以内(特定複合観光施設区域整備法施行令)
その他	国内外からの観光旅客の来訪および滞在の促進に寄与する施設

### ① 公共政策としての日本型 IR

日本型 IR では、観光先進国を実現するために公共政策として IR の導入を目指している。観光先進国の実現のための IR 導入の目的は基本方針案で次のように示されている。なお、基本方針案については「2.3.4 基本方針案の概要」を参照されたい。

目標	具体的内容
1 国際的な MICE ビジネスを展開すること	<p>我が国の MICE 競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE 誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」（2017年3月28日閣議決定）において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつアジア最大の開催国の地位を維持する、としているところである。</p> <p>これらのことを踏まえ、日本型 IR において、これまでにないスケールとクオリティを有する MICE 施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国における MICE 開催件数の増加に貢献することを目標とする。</p>
2 世界中から観光客を集めること	<p>政府の観光戦略の目標として、「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とするといったことが掲げられているところである。</p> <p>日本型 IR において、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集めることにより、政府の観光戦略の目標達成を後押しすることを目標とする。</p>
3 来訪客を国内各地に送り出すこと	<p>我が国においては、外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中しており、東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域を含めた各地への誘客が課題となっているところである。</p> <p>日本型 IR において、国内各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、来訪客を国内各地に送り出すことにより、国内各地の観光地への訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の訪問の増加に貢献することを目標とする。</p>



## ②一体性の原則

IRには、本来認められていないカジノ事業が含まれていることもあり、公共政策を担う設置運営事業者には、カジノ収益の還元、事業運営の高度な規範・責任が求められることから、IR整備法第2条において特定複合観光施設は民間事業者により一体として設置され、運営されるものとしている。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料に基づき作成

一体性の原則については、内閣官房実務者説明会資料「IR区域に関してよく聞かれる質問」の中で以下のように整理されている。

質問	回答
1 IR区域は「一団の土地の区域」である必要があるとされているが、どの程度まで認められるのか	区域整備計画の認定に当たって、個別具体的に判断することになるが、IRの規模に比べて相当程度広い道路や河川等で実質的に分断されるなど社会通念上一体と言えないものは想定していない。しかしながら、例えば、専用の橋で結ぶことにより来訪者が徒歩で行き来できるなど、密接なつながりがあるものは「一団の土地の区域」に該当し得ると考えている。
2 IR区域に、河川、海などを含めることはできるのか。	IR区域は「土地の区域」である必要があるため、河川、海、湖沼などがIR区域に含まれることは想定していない。
3 私有地を含むエリアをIR区域にしようと考えている場合に、どのような点に留意すればいいのか。	区域整備計画の事業期間にわたり、契約によりその使用が確保されることが必要。当該土地を活用して運営を行う設置運営事業者以外の民間事業者が所有する場合は、原則とし

	てカジノ管理委員会の許可が必要。また、民間事業者の公平・公正な選定の観点から、オープン・アクセスを確保することも必要。
--	-------------------------------------------------------------

出典：内閣官房事務者説明会資料に基づき作成

### ③世界最高水準のカジノ規制

カジノには、ギャンブル等依存症などの有害な影響がある。これまで認められなかったカジノ事業を運営する際、カジノ事業がIRの公共政策としての機能を害しないようにする必要であり、IR推進法附帯決議は「政府は法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと」を求めた。

そこで、IR制度の整備を進めているIR推進本部事務局により、IR制度と刑法の賭博に関する法制との整合性について、次のような整理がなされた。

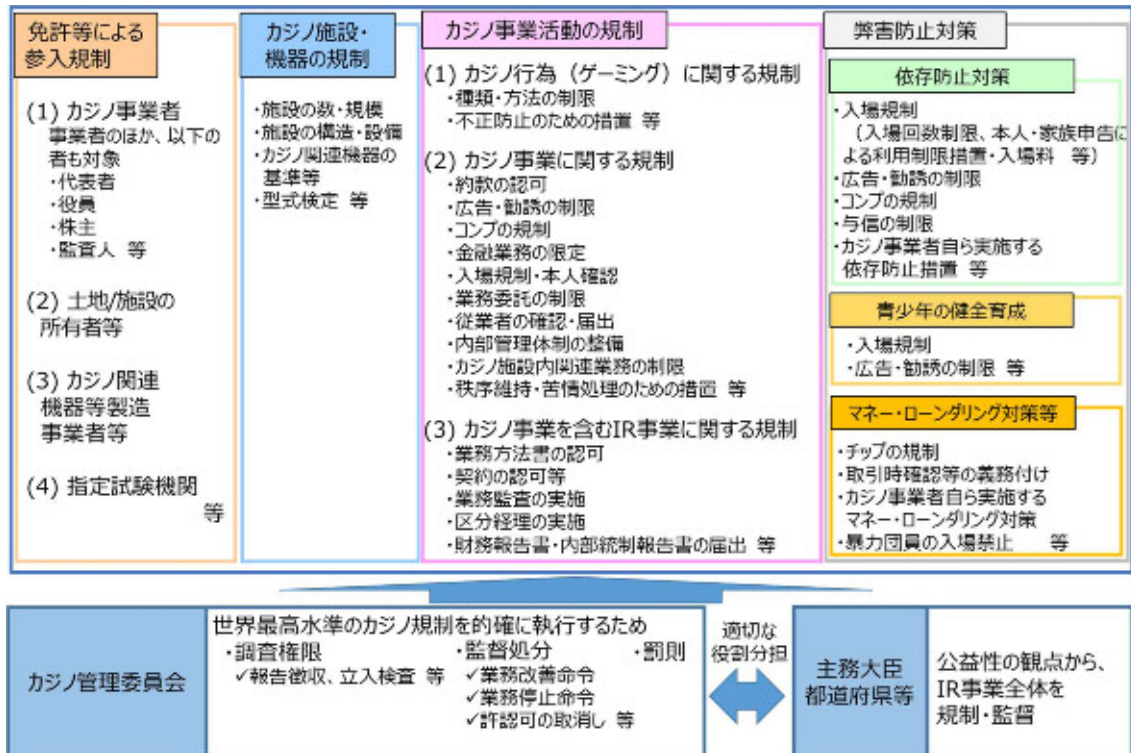
検討の視点	各論点に関連する主な事項
目的の公益性	カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現
運営主体等の性格	カジノ事業免許の原則に基づく事業者その他関係者の厳格な管理・監督、認定都道府県等と共同したIR区域整備の推進による公益の追求
収益の扱い	カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止
射幸性の程度	IR区域数・カジノ施設数等の制限、カジノ行為の種類及び方法の制限、カジノ施設へのアクセス等の制限、公正なカジノ行為の実施の確保
運営主体の廉潔性	カジノ事業の免許制による廉潔性の確保、内部管理体制の整備、カジノ関連機器等製造業等の許可制による廉潔性の確保
運営主体の公的管理監督	専門の規制・監督機関であるカジノ管理委員会による規制・監督、主務大臣・認定都道府県等による規制・監督

運営主体の財政的健全性	カジノ事業免許申請時の財政的健全性の審査、財務に係る内部管理体制の整備等
副次的弊害の防止	重層的／多段階的な依存防止対策、青少年の健全育成対策、上乘せしたマナー・ロンダリング対策等

出典：特定複合観光施設区域整備推進本部会合資料に基づき作成

IRにおけるカジノ規制は、IR事業実施のための前提条件としてカジノ事業者に求められる廉潔性の確保等が必要であり、参入規制、カジノ施設・機器に関する規制、カジノ事業活動に関する規制、弊害防止策の観点から検討された。

### 【検討結果】



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

### (3) IR 整備法の概要

IR 整備法第一条では、法律の目的を「国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、(略) カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、(略) 必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資すること」と定めている。

IR 整備法の関係法令は次のとおりである。



## ① IR 整備法の構成（全 13 章）

章	大項目	内容
第 1 章	総則	各種定義及び国及び地方公共団体の一般的な責務について
第 2 章	特定複合観光施設区域	IR 施設が設置される特定複合観光施設区域の範囲、整備について
第 3 章~第 7 章	カジノ事業、カジノ事業者等	カジノ事業、カジノ事業者、カジノ関連機器等製造業等に対する規制について
第 8 章~第 9 章	入場料、納付金等	入場料及び納付金等のカジノ収益に対する課税について
第 10 章~第 13 章	監督、カジノ管理委員会、罰則等	カジノ事業者等への監督及び罰則等の一般条項、カジノ事業を監督するカジノ管理委員会について

## ② IR 整備法の概要

項目	内容
目的	カジノ事業の収益を活用して、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする
特定複合観光施設区域制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「IR 施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設、③魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であり、民間事業者が一体として設置・運営</li> <li>・国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定や設置運営事業者の監督等所要の制度を規定</li> <li>・認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化</li> <li>・認定区域整備計画の数の上限は 3</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け</li> </ul>
カジノ規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）が必要。その他のカジノ事業関係者（主要株主等）についても、免許・許可・認可制</li> <li>・日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け</li> <li>・20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止</li> </ul>
入場料・納付金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課</li> <li>・カジノ事業者に対し、国庫納付金（①カジノ行為粗収益（GGR）の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付を義務付け</li> </ul>
カジノ管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命</li> <li>・カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立ち入り検査、公務所等への照会、調査の委託、監査処分等について規定</li> </ul>

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

③ 事業者の関心が高い IR 整備法上の論点

項目	内容
IR 区域認定の有効期間等	区域認定の有効期間は、当初 10 年間(建設期間等が含まれるため、10 年のうち運営できるのは実質 5,6 年程度)、更新時は 5 年間 当初の認定及び更新時に、申請する都道府県等の議決が必要
カジノ事業ライセンスの有効期間	免許の有効期間は 3 年 (3 年ごとの更新制)
事業実施義務	カジノ収益の IR 事業への再投資努力義務
契約締結の制限	GGR (カジノ粗利益) に比例した契約の禁止
役員等への厳格な個人審査 (背面調査)	IR 経営に影響を及ぼす者 (IR 事業体の役員、IR 事業体に 5%以上出資する親会社の役員) に対して、厳格な背面調査
従業員等の確認の有効期間	特定カジノ業務従事者の雇用は、カジノ管理委員会の確認が必要 確認の有効期間は 3 年 (3 年ごとの更新制)
区分経理	BS、PL 両方の区分経理が必要 (PL の一部を事業別に分けるセグメント情報より煩雑となる。)

#### ④ 入場料・納付金等について

IR 整備法では、日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ 3 千円/回（24 時間単位）を賦課し、納付金等として、カジノ事業者に対し、国庫納付金（カジノ行為粗収益（GGR）の 15%及びカジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGR の 15%）の納付義務付けを行っている。各国における入場料金、公租公課は次のとおり。

#### 入場料金

アメリカ合衆国 (ネバダ州)	カジノ運営事業者がゲーミング・コントロール・ボードの代表者から許可を得た場合に限り、入場料を徴収することができる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)</li> <li>・マカオ</li> <li>・オーストラリア (ビクトリア州)</li> </ul>	徴収は行っていない
シンガポール	1 日 100SGD（約 8,000 円@80 円） または年間 2,000SGD（約 20 万円@80 円）
日本	1 日 6,000 円



## 租税公課

GGR等に対する 比例負担	カジノの粗収益（GGR：Gross Gaming Revenue）やスロットマシンやテーブルの台数といった規模に着目してカジノ事業者に課す比例負担
定額負担 (ライセンス料等)	カジノ規制庁の一般行政コスト等を賄うことなどを目的として、ライセンス料等の名目で課される定額固定の負担
特定の行政経費に 対する変動実費負担	個別の背面調査費用といった変動の大きい費用を賄うため、実費で徴収される手数料等
租税負担	法人税や消費税といったカジノ事業者が納付する租税負担

公租公課のうち GGR 等に対する比例負担として各国は次の比率で設定している。

アメリカ合衆国 (ネバダ州)	<p>3.5～6.75%</p> <p>【詳細】</p> <p>月次ゲーミング収入に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・～5万\$：3.5%</li> <li>・5～8.4万\$：4.5%</li> <li>・8.4万\$～：6.75%</li> </ul>
マカオ	<p>39%</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・35%がカジノ税</li> <li>・1.6%がマカオ基金（マカオ内の事業・文化活動の支援基金）</li> <li>・2.4%が観光振興等の特別会計</li> </ul>

シンガポール	5～15% +消費税 7% 【詳細】 ・一般顧客売上に対して 15% ・VIP 顧客売上に対して 5% 但し、上記以外に消費税 7%が上乗せされる
オーストラリア (ビクトリア州)	10～約 32.5% 【一般顧客売上】 ・スロットマシン：31.57% ・テーブルゲーム：21.25% ・地域便益徴収金：1% ・基準額を上回るゲーミング収入に対する特別税（1-20%） 【VIP 顧客売上】 ・カジノ税：9% ・地域便益徴収金：1%
日本	30% 【内訳】 ・国：15% ・地方自治体：15%

#### （４）基本方針案の概要

国土交通大臣は、IR 整備法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定複合観光施設区域のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなり、2019 年 9 月 4 日に基本方針案が公表された。基本方針案には、次の事項が定められており、区域整備計画の申請を行う都道府県等は、基本方針に即して実施方針を作成し、実施方針に即して公募の方法により設置運営事業者を選定する必要がある。

- ・ IR 区域の整備の意義及び目標に関する事項
- ・ IR 区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項
- ・ 設置運営事業等に関する基本的な事項

## ① 基本方針案の概要

項目	内容
IR 整備の意義・目標	<p>(意義)</p> <p>国際的な MICE ビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国における MICE 開催件数の増加。</li> <li>・2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、消費額を 15 兆円とする政府目標達成の後押し。</li> <li>・訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。</li> </ul>
IR 整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR 区域の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施することを国と関係地方公共団体の責務とした上で、IR 事業の公益性を確保するために必要な枠組みを整備。</li> <li>・都道府県等と設置運営事業者が相互に意思疎通を図りながら、IR 区域の整備に取り組むために必要な枠組みを整備。</li> <li>・地域における十分な合意形成を図るために必要な枠組みを整備。</li> </ul>
IR 事業・設置運営事業者	<p>(IR 施設の在り方)</p> <p>IR 施設は、民間事業者が設置し及び運営する「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」から構成される一群の施設であり、民間ならではの自由な発想で日本の伝統、文化、芸術等を生かした魅力的なコンテンツを提供するとともに、象徴的で先進性や他には見られない魅力を有する建築物により非日常的、印象的な空間を創出することで、国内外から多くの観光客を惹き付けることを目指す。</p> <p>日本型 IR は、これまでにないスケールとクオリティを有する IR 施設であることが必要であり、大規模な民間投資が行われるとともに、大きな経済効果や雇用創出効果をもたらすものである必要がある。(MICE 施設についても、既存施設を活用することは排除されないが、これまでにないスケールとクオリティを有する施設を整備することが必</p>

要。)

(IR 区域の在り方)

IR 区域は、IR 施設の敷地と同一の単一の区画を指すものであり、IR 整備法では、一の IR 施設を設置する一団の土地の区域として、当該 IR 施設を設置し、及び運営する民間事業者により当該区域が一体的に管理されるもの。さらに、設置運営事業者は必ずしも IR 区域内の全ての土地を所有する必要はないものの、所有しない場合であっても地権者との契約によって一体的に管理することが求められる。

(IR 事業の在り方)

①IR 事業の一体性

IR 整備法においては、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであることを区域整備計画の認定基準とするとともに、設置運営事業者には、IR 事業以外の事業の兼業を禁止。なお、経営判断を IR 事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外の IR 事業について業務委託等を行うことは可能。

②設置運営事業者の資本構成

国や地方公共団体から出資や役員の派遣などを受ける事業形態は、設置運営事業者として認められない。

③設置運営事業者の廉潔性確保

設置運営事業者は、IR 事業を実施する上で、カジノ事業の免許を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係る IR 整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行うことが必要。

④設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置

設置運営事業者は、区域整備計画において定める事業基本計画において、IR 整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を盛り込むとともに、これを着実に実施しなければならない。

(カジノ事業の収益の IR 施設の整備等への活用の在り方)

IR 事業に求められる公益性を達成するためには、カジノ事業の収益を十分に活用して、IR 区域において必要となる

	<p>新たな施設の整備や既存の施設の更新を行うことにより、IR 区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められる。</p>
区域整備計画の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。</li> <li>・認定の申請期間</li> <li>・国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。</li> <li>・認定審査の基準</li> <li>・都道府県等と設置運営事業者の間の実施協定の有効期間は、認定の有効期間を超えた長期間とすることもできる。</li> <li>・IR 事業は、長期間にわたって安定的・継続的に実施されることが重要。</li> <li>・認定の更新制度は、IR 事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するためのもの。</li> </ul>
その他	<p>インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。</p>
カジノ施設の有害影響排除	<p>(犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持)</p> <p>設置運営事業者は、IR 整備法において義務付けられている措置などの対策を確実に実施し、都道府県等は、IR 区域及びその周辺地域において、秩序の維持や防犯体制の強化のための施策を講ずる必要がある。</p> <p>(青少年の健全育成)</p> <p>青少年の健全育成を図るため、設置運営事業者は、IR 整備法において義務付けられている、20 歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や、20 歳未満の者に対する勧誘の禁止などの措置を確実に実施する必要がある。</p> <p>(カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止)</p> <p>設置運営事業者は、IR 整備法において設けられている重層的かつ多段階的な措置を確実に実施する必要がある。都道府県等においては、設置運営事業者によるこうした依存防止対策と連携して、地域における相談窓口や治療体制の</p>

	整備などの施策を講ずるとともに、依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう地域における包括的な連携協力体制を構築するなど、カジノ行為に対する依存防止のために万全の対策を講ずることが求められる。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ② 認定審査の基準

項目	内容	
要求基準 ・認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準	政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。	
評価基準 ・国内3拠点という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準	1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	(1) IR 区域全体 ・コンセプトが明確であり、きわめて高い国際競争力を有する優れたものであること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること (2) MICE 施設 ・MICE ビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと ・誘致しようとする MICE イベントのターゲットが明確であり、近隣に既存の MICE 施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていること (3) 魅力増進施設

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること</li> <li>(4) 送客施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと</li> <li>・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと</li> </ul> </li> <li>(5) 宿泊施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと</li> </ul> </li> <li>(6) その他施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること</li> </ul> </li> <li>(7) カジノ施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・IR 全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること</li> </ul> </li> <li>(8) IR 区域が整備される地域、関連する施策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること</li> <li>・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること</li> </ul> </li> </ul>
	2 経済的社会的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光への効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・MICE 件数や観光客の増加が大きく見込まれること</li> </ul> </li> <li>(2) 地域経済への効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること</li> </ul> </li> <li>(3) 2030 年の政府の観光戦略の目標達成への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人、消費額を 15 兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること</li> </ul> </li> </ul>
	3 IR 事業運営の能力・体制	設置運営事業者の能力、財務面の安定性、地域との良好な関係構築があること
	4 カジノ事業収	カジノ事業収益を十分活用して、IR 事業

	益の活用	内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと
	5 カジノ施設の有害影響排除	カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであること

出典：観光庁「基本方針案」、「基本方針案（概要）」に基づき作成

### ③ その他特記事項

#### ○MICE 誘致のための施策及び措置

地域の創意工夫及び民間の活力を活かした MICE 誘致のための施策及び措置を展開することが可能。

（基本方針案 23 ページ）

- ・（区域整備計画に記載する事項として）前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項（IR 整備法第 9 条第 2 項第 6 号関係）

MICE 誘致のための施策及び措置（略）について、その費用の見込みや、都道府県等と IR 事業者、都道府県公安委員会、立地市町村等その他の関係地方公共団体との役割分担や協力体制、観光地づくりとの連携を含めて記載しなければならない。

#### ○周辺地域開発・交通インフラ整備

IR 区域の整備にあたり、周辺地域の開発や交通インフラの整備を行う際、都道府県等は、その費用の一部を IR 事業者を求めることができる。

（基本方針案 11 ページ、13 ページ）

- ・カジノ事業の収益を、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てる方法としては、具体的には、都道府県等との十分な連携の下で、都道府県等が行う IR 区域の周辺地域の開発および整備、交通環境の改善その他の IR 区域の整備に伴う必要となる関連する施策（略）に協力するために、その費用の一部を分担することが認められる。
- ・IR 区域の周辺地域の開発および整備並びに交通環境の改善等に関して、IR 事業者に金銭の負担を求める場合には、その負担の内容およびその金額を、できる限り具体的に示すことが求められる。



#### ○地元調達等

都道府県等は、地元調達等に対して高評価を与える設置運営事業者の選定基準を設けることができるが、国際協定との整合性に留意する必要がある。

(基本方針案 17 ページ)

- ・ (略) 選定の段階においても、カジノ事業者の免許の基準を踏まえ、可能な範囲で民間事業者の適格性につき確認を行うことが必要であること。
- ・ 都道府県等の判断により、IR 区域の整備による地域経済の振興への大きな寄与が見込まれる民間事業者を高く評価するような選定基準を設けることも可能ではあるが、その際には、調達、雇用及びコンソーシアム構成員の在り方等に関連のある国際協定（例えば、WTO 協定、EPA 等）との整合性に留意する必要があること。

#### ○設置運営事業者選定時の背面調査対策

カジノ事業の公正性・廉潔性を確保するため、都道府県等は、選定の段階において、民間事業者に対する可能な範囲での背面調査を行う必要がある。

(基本方針案 17 ページ)

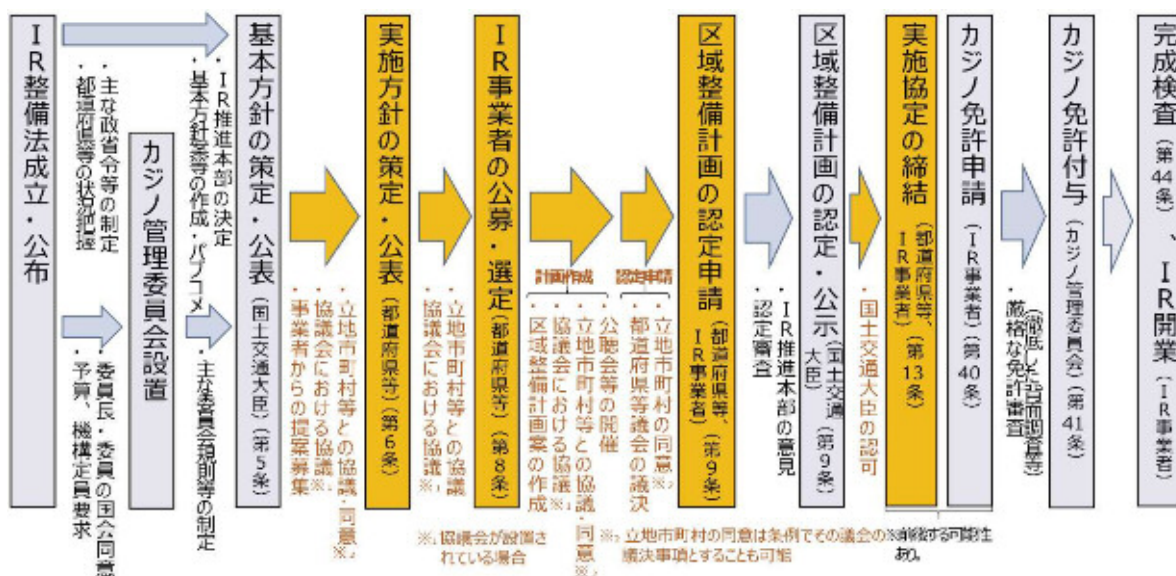
- ・ (略) 選定の段階においても、カジノ事業者の免許の基準を踏まえ、可能な範囲で民間事業者の適格性につき確認を行うことが必要であること。そのため、選定基準には、民間事業者の役員（略）及び当該民間事業者の株主又は社員（当該株主又は社員が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。）が暴力団員等に該当しない者であることなど、IR 事業者がカジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを、基準の一つとして含むこと。また、(略) 欠格事由が存在しないことについて、民間事業者による表明・確約書を提出させること。さらに、暴力団員等の排除等の観点から、都道府県公安委員会への照会や、必要に応じて民間の調査会社等への調査の委託等を行うこと。

## (5) IR 開業までのスケジュール

IR 整備法成立後のタイムラインは、不確定要因が多く、予測しにくいですが、下図のような流れが想定されている。

都道府県等が、区域整備計画の認定を目指す場合、基本方針が公表された後、実施方針を策定したうえで、設置運営事業を行う民間事業者の公募を行い、選定した民間事業者と共同で区域整備計画を策定し、2021年1月から7月までの期間内でその認定申請を行う必要がある。

### ① IR 開業までのスケジュール (想定)



出典：内閣官房事務者説明会資料に基づき作成

### ② 実施方針の策定・公表

基本方針案によると、実施方針とは、都道府県等が IR 区域の整備の実施に関する方針を定めるものであり、IR 区域の整備の推進に関して、地域の合意形成を図っていく上での基礎となる構想である。また、民間事業者の公募に当たって、民間事業者において IR 事業への参入のための検討が容易になるよう、都道府県等として民間事業者に求めるものを明らかにすることが必要であり、次の事項を定める。

1	IR 区域の整備の意義及び目標に関する事項
2	IR 区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
3	IR 施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項
4	設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

5	設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項
6	カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かしたIR区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項
7	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

### ③ IR事業者の公募・選定

都道府県等は、次を例とする事項を定めた募集要項等を作成し、実施方針に即して、区域整備計画を共同して作成し申請する民間事業者を公募の方法により選定する必要がある。選定プロセスでは、収賄等の不正行為を防止し、民間事業者の選定の公正性及び透明性を確保することが求められる。

1	目的・経緯、事業者募集の概要
2	参加資格、参加条件
3	コンソーシアムの組成条件
4	提案募集のスケジュール
5	各種提案様式
6	IR施設の開発条件
7	土地貸付条件
8	地域振興策、課題解決策
9	事業予定者の決定プロセス
10	提案評価基準
11	国への区域整備計画策定に関する役割分担
12	実施協定書の内容
13	事業開始までの義務
14	事業開始後の義務

### ④ 区域整備計画の認定申請

都道府県等は、公募により区域整備計画を共同して作成する民間事業者を選定後、次の事項を定めた区域整備計画を作成し、国土交通大臣に認定の申請を行う。

1	区域整備計画の意義及び目標に関する事項
2	IR区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
3	設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

4	IR 施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画
5	IR 区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項
6	カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした IR 区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項
7	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項
8	区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項
9	認定都道府県等入場料納入金の使途に関する事項
10	認定都道府県等納付金の使途に関する事項

## 2.4 海外の IR 事業者・IR 施設

本事業の意見募集では、中部国際空港エリアにおいて IR 区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等を対象としてヒアリングを行うが、ヒアリング対象先の多くは、海外の IR 事業者であることが想定される。そこで、海外の IR 事業者の概要、事業実績、財務情報等の比較を行うとともに、海外の IR 施設の情報を整理した。概要は次のとおりである。

### (1) 海外の IR 事業者

#### ① ラスベガス・サンズ

設立年	本拠所在地	運営施設数
1988 年	米国ネバダ州 ラスベガス	・米国:ラスベガス 2 施設、ラスベガス以外 1 施設 ・シンガポール 1 施設 ・マカオ 5 施設 【合計 9 施設】
事業内容		
売上高 (2016 年)		1 兆 3,781 億円
事業内容	カジノ	9,911 億円 (全体の 72%)
	ホテル	1,726 億円 (全体の 13%)
	飲食	875 億円 (全体の 6%)
	モール	668 億円 (全体の 5%)
	コンベンション他	602 億円 (全体の 4%)

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

#### ② ウィン・リゾーツ

設立年	本拠所在地	運営施設数
2002 年	米国ネバダ州 ラスベガス	・米国ラスベガス 1 施設、ラスベガス以外 1 施設(建設中) ・マカオ 2 施設 【合計 4 施設】
事業内容		
売上高 (2016 年)		5,465 億円
事業内容	カジノ	3,693 億円 (全体の 68%)
	ホテル	681 億円 (全体の 12%)
	飲食	680 億円 (全体の 12%)
	エンターテインメント・ 小売り他	410 億円 (全体の 8%)

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

### ③ MGM リゾーツ・インターナショナル

設立年	本拠所在地	運営施設数
2000年	米国ネバダ州 ラスベガス	・米国 ラスベガス 10 施設、ラスベガス以外 7 施設 ・マカオ 2 施設 【合計 19 施設】
事業内容		
売上高 (2016年)		1兆1,581億円
事業内容	カジノ	5,578億円 (全体の48%)
	ホテル	2,287億円 (全体の20%)
	飲食	1,853億円 (全体の16%)
	エンターテインメント	584億円 (全体の5%)
	小売り	226億円 (全体の2%)
	コンベンション他	1,052億円 (全体の9%)

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

### ④ ゲンティン・シンガポール

設立年	本拠所在地	運営施設数
2009年	シンガポール	・シンガポール 1 施設 【合計 1 施設】
事業内容		
売上高 (2016年)		1,893億円
事業内容	カジノ	1,350億円 (全体の71%)
	非カジノ	542億円 (全体の29%)
	その他	2億円 (全体の0%)

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

## (2) 海外の IR 施設

### ① ザ・ベネチアン&ザ・パラッツォ(ラスベガス)

敷地内に大型コンベンション施設（サンズ・エキスポ&コンベンション・センター）、カジノ、ホテル、劇場、ショッピングモールなどを有する IR 施設である。ホテルは、ザ・ベネチアン（1999 年開業）、ベネチアンタワー（2003 年開業）、ザ・パラッツォ（2007 年開業）の 3 棟で構成されており、客室数は合計で 7,000 室以上になる。

ザ・ベネチア



ザ・パラッツォ



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

(施設概要)

開業年		運営主体	開発費用	
ザ・ベネチアン 1999 年 ザ・パラッツォ 2007 年		ラスベガス・サンズ	ザ・ベネチアン約 1,695 億円(約 15 億米ドル) ザ・パラッツォ約 2,034 億円(約 18 億米ドル)	
施設の概要				売上高(2016 年)
施設全体		敷地面積 255,000 m <sup>2</sup> 延床面積 不明		1,855 億円
構 成 施 設	カジノ	20,900 m <sup>2</sup> (ザ・ベネチアン 11,150 m <sup>2</sup> 、ザ・パラッツォ 9,750 m <sup>2</sup> ) テーブル 260 台(ザ・ベネチアン 125 台、ザ・パラッツォ 135 台) スロット 2,005 台(ザ・ベネチアン 1,095 台、ザ・パラッツォ 910 台)		495 億円 (全体の 27%)
	ホテル	客室数 7,092 室(ザ・ベネチアン 4,028 室、ザ・パラッツォ 3,064 室) 稼働率 93.5% 平均客室単価 27,800 円(2016 年)		663 億円 (全体の 36%)
	飲食	—	飲食 56 店舗	321 億円 (全体の 17%)
	モール	81,300 m <sup>2</sup> ※モールの所有・運営は別会社	ショッピング 109 店舗	—
	コンベンション他	133,473 m <sup>2</sup> 会議場 37,262 m <sup>2</sup> (最大会場 7,897 m <sup>2</sup> 、12,143 名収容) 展示場 96,210 m <sup>2</sup> (最大会場 60,907 m <sup>2</sup> )		376 億円 (全体の 20%)
そ の 他	<p>・施設全体はイタリアのベニスをテーマに設計されている。ホテルロビーの天井に描かれた宗教画やベニスの街並みを模したショッピングセンターなどがある。</p> <p>・客室は全てスイートルーム(60 m<sup>2</sup>以上)である。</p>			

※売上高には Gross revenues を使用している。

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」



## ② ウィン・ラスベガス&アンコール (ラスベガス)

数々のラスベガスを代表する統合型リゾートを開発してきたスティーブ・ウィン氏が 2005 年に開業した統合型リゾートである。2008 年には敷地内にホテル施設アンコール (Encore) が開業し、総客室数は 4,700 室を超えた。

### (施設概要)

開業年		運営主体	開発費用	
ウィン・ラスベガス 2005 年 アンコール 2008 年		ウィン・リゾーツ	ウィン・ラスベガス約 3,051 億円(約 27 億米ドル) アンコール約 2,599 億円(約 23 億米ドル)	
施設の概要				売上高(2016 年)
施設全体		敷地面積 870,000 m <sup>2</sup> 延床面積 不明	雇用者数 12,000 名(2016 年) 2,018 億円	
構 成 施 設	カジノ	17,600 m <sup>2</sup>	テーブル 234 台 スロット 1,907 台 693 億円 (全体の 34%)	
	ホテル	客室数 4,748 室 平均客室単価 33,400 円(2016 年) 稼働率 85.3%		493 億円 (全体の 24%)
	飲食	飲食店舗 33 店舗		574 億円 (全体の 29%)
	コンベンション	会議場 19,629 m <sup>2</sup> (最大会場 4,663 m <sup>2</sup> 、4,732 名収容)		258 億円 (全体の 13%)
	エンターテインメント・小 売り他	小売り(9,200 m <sup>2</sup> )、ゴルフ場(566,000 m <sup>2</sup> ) ナイトクラブ、プール、スパ、チャペル、劇場 等		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーブス・トラベルガイドで 5 つ星賞を受賞したホテルやレストランがある。</li> <li>・会議場は床から天井まである窓からプールや庭園を見渡すことができるようにするなど高級な設えとなっている。</li> <li>・プールが設置してある劇場では水を使ったダイナミックなショーが常設されている。</li> <li>・敷地に隣接するゴルフ場を廃止し、跡地に 47 階建、客室数 1,500 室のホテル「ウィン・パラダイス・パーク」を計画している。</li> </ul>			

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

### ③ グランド・ラスベガス（ラスベガス）

MGM グランド・ラスベガスは、ホテル、カジノ、劇場、アリーナ、プールなどを有する IR 施設である。1993 年の開業時点において、ホテル規模は世界最大（5,005 室）であった。開業当初は敷地内に遊園地を有していたが 2000 年に取り壊し、跡地に 38 階建てのスイートルーム専用のホテル棟(The Signature at MGM Grand)を 3 棟建設した。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

#### （施設概要）

開業年	運営主体	開発費用
1993 年	MGM リゾーツ・インターナショナル	約 1,130 億円(約 10 億米ドル)
施設の概要		
施設全体	敷地面積 413,000 m <sup>2</sup> 延床面積 不明	売上高(2016 年) 1,268 億円
構成施設	カジノ	テーブル 130 台 スロット 1,682 台
	ホテル	客室数 6,133 室 平均客室単価 19,800 円(2016 年) 稼働率 93.5%
	飲食	店舗数 23 店舗以上
	エンターテインメント	9,724 m <sup>2</sup> アリーナ 収容人数 16,800 人 シルク・ドゥ・ソレイユ劇場 収容人数 1,900 人
	小売り	店舗数約 20 店舗
	コンベンション他	会議場 27,136 m <sup>2</sup> (最大会場 8,587 m <sup>2</sup> , 6,140 名収容)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルク・ドゥ・ソレイユやマジシャンのデビット・カッパーフィールドの専用劇場がある。</li> <li>・ボクシングやプロレスの世界タイトルマッチが行われている競技場(ガーデンアリーナ)がある。</li> </ul>	

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

#### ④ マンダレイ・ベイ (ラスベガス)

マンダレイ・ベイは、ホテル、カジノ、プール、水族館、イベントセンターに加え、大型 MICE 施設を有する IR 施設である。敷地内にはマンダレイ・ベイホテルのほか、43 階建てのデラノホテル (1,117 室) も併設されている。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

#### (施設概要)

開業年		運営主体	開発費用
1999 年		MGM リゾーツ・ インターナショナル	約 1,130 億円(約 10 億米ドル)
施設の概要			売上高(2016 年)
施設全体		敷地面積 502,000 m <sup>2</sup> 延床面積 不明	1,055 億円
構 成 施 設	カジノ	14,400 m <sup>2</sup> テーブル 77 台 スロット 1,239 台	内訳 不明
	ホテル	客室数 4,752 室 平均客室単価 23,800 円(2016 年) 稼働率 91.5%	
	飲食・ エンターテインメント・ 小売り	イベントセンター 12,000 名収容 プール 44,515 m <sup>2</sup> ナイトクラブ、水族館 等	
	コンベンション他	160,007 m <sup>2</sup> 会議場 54,273 m <sup>2</sup> (最大会場 8,862 m <sup>2</sup> , 9,408 名収容) 展示場 105,734 m <sup>2</sup> (最大会場 80,011 m <sup>2</sup> )	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MICE 施設の面積は、民間施設としてはラスベガス最大規模である。</li> <li>・音楽コンサートやショーなどのイベントが開催されるイベントセンターがある。</li> </ul>		

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

### ⑤ マリーナ・ベイ・サンズ (シンガポール)

2010年にシンガポールのマリーナ・ベイに面した場所を開業したIR施設である。高さ約200mからなる3棟のホテルタワーとそれらの屋上を連結して覆うように建設された船状の空中庭園、大型MICE施設、カジノ、ショッピングモール、劇場、博物館などを有している。著名な建築家モシェ・サフディ氏により設計された。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

(施設概要)

開業年		運営主体	開発費用
2010年		ラスベガス・サンズ	約 6,328 億円(約 56 億米ドル)
施設の概要			売上高(2016年)
施設全体		敷地面積 154,938 m <sup>2</sup> 総延床面積 570,000 m <sup>2</sup>	3,396 億円
構成施設	カジノ	15,000 m <sup>2</sup> (総延床面積の 2.6%) テーブル 610 台 スロット 2,500 台 ※面積には受付、トイレ、飲食エリア、階段・通路などは含まれていない。	2,446 億円 (全体の 72%)
	ホテル	265,683 m <sup>2</sup> (総延床面積の 46.6%) 客室数 2,600 室 稼働率 97.3% 平均客室単価 47,100 円(2016年)	425 億円 (全体の 13%)
	飲食	80 店舗以上	227 億円 (全体の 7%)
	モール	ショッピング 74,322 m <sup>2</sup> (総延床面積の 13.0%)	187 億円 (全体の 6%)
	コンベンション・小売り・その他	コンベンション 61,801 m <sup>2</sup> (総延床面積の 10.8%) 会議場 30,051 m <sup>2</sup> (最大会議場 7,672 m <sup>2</sup> , 9,225 名収容) 展示場 31,750 m <sup>2</sup> (最大展示場 17,190 m <sup>2</sup> ) 劇場 収容人数 1,679 名(サンズシアター) 2,155 名(グランドシアター)	110 億円 (全体の 3%)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルの 57 階にはシンガポールを一望できるインフィニティプールや展望デッキ等を備えたスカイパークがある。</li> <li>・ミュージカルやサーカスなどが期間限定で開催されている劇場がある。</li> <li>・デジタルアートや恐竜展などの様々なジャンルの展示が行われている博物館がある。</li> </ul>		

※売上高には Gross revenues を使用している。

出典：東京都「平成 29 年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」

## ⑥ リゾート・ワールド・セントーサ (シンガポール)

2010年にセントーサ島に開業したIR施設で、敷地内にユニバーサル・スタジオ・シンガポール、MICE施設、カジノ、水族館、プール、劇場などを有している。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

### (施設概要)

開業年		運営主体	開発費用
2010年		ゲンティン・シンガポール	約5,610億円(約66億シンガポールドル)
施設の概要			売上高(2016年)
施設全体		敷地面積 490,000㎡ 来場者数 2,000万人(2016年) 総延床面積 343,000㎡ 雇用者数約 12,500名(2014年)	1,894億円
構成施設	カジノ	15,000㎡(総延床面積の4.4%) テーブル 550台 スロット 2,400台 ※面積には受付、トイレ、飲食エリア、階段・通路などは含まれていない。	1,350億円 (全体の71%)
	ホテル	客室数 1,500室 平均客室単価 34,600円(2014年) 稼働率 93%	542億円 (全体の29%)
	コンベンション	13,757㎡(総延床面積の4.0%) 会議場 13,757㎡(最大会場 6,000㎡、6,500名収容)	
	飲食ショッピング	30,658㎡(総延床面積の8.9%)	
	エンターテインメント	ユニバーサル・スタジオ・シンガポール 海洋博物館、水族館、プール、劇場 等	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6,500人が着席できる柱のない会議場はアジア最大の面積である。</li> <li>・東南アジアで唯一のユニバーサル・スタジオのテーマパークがある。</li> <li>・1,000種以上 10万匹以上の海洋生物が飼育されている水族館がある。</li> <li>・全長 620mに及ぶ流れるプールや 6つのウォータースライダーを備えたウォーターパークがある。</li> </ul>		

出典：東京都「平成29年度海外における特定複合観光施設等に関する調査分析業務委託報告書」